



# 愛知県の市町村発注者支援

## 愛知県建設部建設企画課



愛知県では、品確法施行を契機とし、国や近隣県・政令市と協力して市町村に対する発注者支援を強化した。従来から行っている県による人的支援、外郭団体による直接支援と合わせて、メニューは揃いつつある。今後は、中小自治体に照準を置いて、品確法の精神を伝え、自治体の実情にあった取り組みを支援する。

### 1. 県が行う、品確法施行を契機とした発注者支援

愛知県は、品確法関連の施策について、中部地方整備局と4県2市で設立した「施行体制の確保に関する推進協議会」で意見を交換し、協議会で行うことが適当な施策は協議会で行っている。そうした施策については中部地方整備局の稿に譲り、この項では愛知県が取り組んでいる市町村工事総合評価落札方式の支援に絞って述べる。

愛知県では、今年度十数件の簡易型総合評価落札方式を行う予定である。その際、地方自治法が求める学識者の意見聴取について、既設の総合評価審査委員会を改組し、学識経験者に出席を求めることにより発注作業期間の短縮を図っている。

県の行う簡易型総合評価方式に対応するための県庁部会を新設すると同時に、市町村が発注する総合評価落札方式の工事について審査するための部会を設ける仕組みを作った（愛知県総合評価審査

委員会設置イメージ参照）。

中核市等が独自に総合評価のための委員会を設置する場合には、求められれば他発注機関職員として県職員を派遣することで事足りるが、町村等、委員会を開催することが困難な自治体に対しては、県の地方機関で事務局を務めなければならない場合もあると想定している。

市町村発注工事については県職員が他発注機関の職員として学識委員になれると言っても、誰でも良い訳ではない。県では、中部地方整備局と同様、学識委員には協議会で認定された発注業務技術者Ⅰ種の資格を持つ者を充てることを原則とするために、地方機関の管理職には今春行われた試験を受験してもらった。

今のところ、県内市町村で総合評価方式を実施予定の団体は、名古屋市を除くと1市のみで、独自の学識経験者意見聴取法を採っているため、県の支援は行っていない。この仕組が本格的に動き出すのは、市町村が総合評価方式を採用し始めると考えられる来年度以降になる見込みである。

### 2. その他の発注者支援

県では、従来から、市町村の要請に応える形で県職員を派遣している。今年は100名程度が市町村に派遣されているが、その約半数が土木建築系

の職員である。新規事業開始時あるいは大規模プロジェクト関連の事業が予定されるときに、主として計画立案・対外折衝要員としてこの派遣制度が利用されてきた。今後、公共工事発注形態が変化してくるに従い、公共工事発注に関係した派遣依頼が増加することが予想される。

また、市町村職員を対象とした建設技術研修も、外郭団体と共催の形で行っており、現在その充実方法について検討しているところである。

市町村支援最大の柱である、支援認定機関による直接的な発注者支援業務についてであるが、県内では今年度1市5町が認定支援機関に業務委託を発注している。委託内容は、発注補助・監督補助・検査補助と多岐にわたっているが、事業としては下水道事業がほとんどであり、市町村側でも経験のない事業に関して発注者支援を求めていることが分かる。

今後は、道路工事や河川工事といった従来から行っている事業に関して、発注者の責任が重くなったことが認識されるに従い、委託が増えていくことになる。

### 3. 今後の方向

公共工物品確法が施行されて一年半、協議会を構成する中部地方整備局・4県2市レベルではさまざまな取り組みが行われているが、市町村レベルではまだまだ品確法の認知度は低く、具体的な動きは少ないのが現状である。

ただ、市町村と一口に言っても、協議会で話し合うパートナーである政令市から、技術職員の居ない小規模自治体まで、おのこの抱える問題は多様である。県は、各自治体の実情に合わせて品確法に対する取り組みについてアドバイスしていかなければならない。

現在までに、市町村が望めば支援を受けられるような制度は整いつつある。県としては、制度のさらなる改良と合わせ、今まで以上に品確法を精神を伝え、市町村自身の事情を考慮して何が重要な取り組みであるかを考えていただきたいと思っている。

愛知県総合評価審査委員会設置イメージ

